

巻頭言

神奈川県弁護士会 会長 延命 政之 進化する法教育



神奈川県弁護士会のホームページには、「みんなの法教育」というウェブサイトhttp://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/education/があり、法教育を「法や司法制度の仕組みや内容を知り、その基礎にある法的なものの考え方を理解し、身につけるための教育」だと定義しています。また、「裁判傍聴」「出前授業」「模擬裁判」「サマースクール」「作文コンクール」など、それぞれのリンクをクリックすると、当会の法教育センターが実施している法教育のプログラムを具体的にイメージすることができます。

弁護士会が法教育に力を入れるのにはどのような経緯があったのでしょうか。平成21年に、司法制度改革の一環として裁判員裁判が始まり、司法への市民の参加が脚光を浴びました。この動きは必然的に教育現場にも影響を及ぼし、平成23年度から施行された新学習指導要領に、法教育を小学校、中学校、高等学校で充実させることが示され、法教育は徐々に学校現場で広がり始めました。公職選挙法の一部が改正され、平成28年には18歳以上の少年が選挙に参加できるようになりました。法やルールについての考え方を身につけ、主体的に社会に参加する主権者を育てようという動きにも拍車がかかり、主権者教育でも法教育が注目され

るようになりました。

しかし、すべての学校で十分な法教育が実施されている訳ではありません。何を、誰が、どのように教えるのかという基本的な論点について教育現場では確立したものがないことや、「法教育」という教科はなく教員が法教育に積極的に取り組みづらいことも原因のようです。

司法への市民参加,主権者教育という側面もさることながら,法曹養成・法曹志願者を増やすという視点からも,法教育の重要性は増してきました。「裁判傍聴」「出前授業」「模擬裁判」などを通して,弁護士や法律家に接した多くの子どもたちが,職業としての弁護士や法律家に興味をもち,その子どもたちが将来の法曹志願者になってくれればと思います。8月に開催された「サマースクール」に参加したある女子中学生が,将来弁護士になりたいと言っていたことが印象に残りました。

文部科学省は、来年度から「スクールロイヤー」という制度を始めます。弁護士を学校に派遣して、いじめの調査などを行ったり、教員や保護者からの法的な相談に乗ったり、学校関係者に法的なアドバイスをする制度です。法教育と直接関係する訳ではありませんが、教育現場に弁護士が積極的に関わるようになれば、法教育にも良い影響があるのではないかと思います。また、将来的に「法教育」を算数や国語、英語と同じように教科のひとつにすることを考えるならば、任期付公務員のように、弁護士資格のある人が「法教育」を担当する教師になる道を拓いても良いのではないでしょうか。法教育がどのように進化していくのか、今後の展開が楽しみです。

第11回高校生模擬裁判選手権 関東大会及び神奈川県予選

~振り返り座談会~



Aさん

日弁連主催の高校生模擬裁判選手権は、全国的な応募校の増加のため、関東大会(本選)では出場枠 8校のところ、神奈川からは1枠になりました。その1枠に応募した4校が神奈川県予選で戦い、そ の結果、清泉女学院高等学校が神奈川県代表に選ばれました。本選でも健闘しましたね。

去年までは、本選と同じ教材、同じ形式で、尋問も論告・弁論も実演するフル形式でしたね。でも 今年は予選独自の教材で、論告・弁論の実演をビデオ録画して応募してもらうビデオ形式にしました。

昨年は、予選に当初8校の応募があり、今年は4校でしたが、ビデオ形式での予選審査自体は、フ ル形式よりも時間的・場所的・人的に余裕があったような気がします。

Cさん

ただ, 今年は予選独自の教材が必要だったので, その教材作成には手間暇かかりましたよ, 楽しかっ たけど。予選応募校に配布した刑事手続等の事前講義DVDも作成が大変だったはずです。

Cさん

予選応募校には、それぞれ2名の弁護士が派遣されましたが、各校への派遣は1回2時間を2回ま ででしたので、弁護士の負担は軽減されたという評判の一方で、物足りないと感じる弁護士もいまし たね。

Dさん

本選出場校決定後に、予選応募校対象の上映会を行ったのは、大好評でした。優勝校と準優勝校の ビデオを上映し、教材作成者が作成の意図を説明したり、応募校同士の交流の場を設けましたので、 応募しっぱなしにならずに教育効果があったと思います。

Eさん

本選で健闘した清泉女学院高等学校は、今回が2度目の参戦でした。支援した弁護士から見ると、去年 と同じメンバーに加え、1年生の新メンバーが加入し、チームは勢いに溢れていましたね。予選では、弁 護士と交流しながら予選教材に取り組み. 上映会まで経験できたので. 生徒にとってはさらに考え方を 深めるきっかけにもなったし. 一層のモチベーションアップにつながったようです。そういう意味でも 今回の予選の効果はとても大きかったと思います。



支援した弁護士から見て、予選終了から本選までの生徒の様子はどうでしたか?

Aさん

昨年は惜しくも予選敗退だったんですよ。だから念願の予選突破を果たし、いったんクールダウン した生徒も多いように見えました。学校もちょうど夏休みに入って、部活が忙しくなる子もいたと思 います。だから練習のスケジュール調整やら情報共有やらで、苦労していたみたいです。模擬裁判選 手権の趣旨からすると,生徒にそういったチーム運営で試行錯誤してもらうことも,ひとつの価値だ と思います。そこをどう支援するのかも毎年の悩みではないですかね。あまり口を出しすぎず、助け を求められたら上手くパスを出す。そういう形が理想なのかなと。それが一番難しいんですけど。そ ういう困難を乗り越えて迎えた本選ですが、惜しくも受賞はできませんでした。でも私はここからが 本番だと思っています。生徒が結果を受けてこれからどういう反省をするのか、そして来年も参戦す るのか、そのあたりが支援した弁護士としては楽しみですね。それぞれの学校がそういう経験を積み 重ねてリピーターになってくれれば、この大会もどんどん盛り上がる!そのための一助となりたいで すね。

Eさん

法教育委員会委員 久保友宏

サマースクール 2017

1. はじめに

平成29年8月10日,横浜地方裁判所・横浜地方検察庁との共催により、「サマースクール2017」が開催されました。サマースクールは、毎年夏休み期間中に、県内在住・在学の中高生を対象として開催しているイベントで、丸一日、様々な企画への参加を通じて、私たち法律家の仕事を身近に感じてもらいながら、物事を多角的に考え、考えたことを相手に伝わるように表現する力を養ってもらうことを目的にしています。第11回目となる今回も、県内各地からの応募があり、41名の生徒が参加しました。

2. 午前企画

サマースクールは、午前と午後の大きく2部の構成になっています。午前中は、①「ルール作り~みんなでもめごと解決~」、②「施設見学」、③「座談会『裁判官・検察官・弁護士に聞く~仕事のウラ話!!~』」という三つの企画が行われ、生徒にはいずれかの企画に参加してもらいました。

①のルール作りは、今回の新企画で、生徒にある街の住民役になってもらい、その地域で起きた問題(カラオケボックスの利用)について、話合いのうえで自主的な解決ルールを作ってみるというものです。騒音対策や学生など若年者の利用等、様々に対立する利益の調整というなかなか難しい問題でしたが、初対面の生徒同士でも活発に意見が交換されていました。

②の施設見学は、横浜地方裁判所と横浜地方検察庁





の庁舎内の見学を行うものですが、普段、一般の方が 入れないような場所を見学したり、各担当者の話を聞 いたりという貴重な機会となり、大変好評でした。

③の座談会では、裁判官、検察官、弁護士の3者と司会役の弁護士が、生徒とともに一つの輪を作り、なぜそれぞれの仕事を目指したのか、仕事をしていて大変なことは何か等、様々な話を豆知識や時には本音のウラ話なども交えつつ行いました。

3. 午後企画

午後は全参加者による模擬裁判の企画を行いました。まず、横浜地方裁判所の本物の法廷を利用しての模擬裁判劇で、それぞれ、裁判官役、検察官役、弁護人役に分かれた生徒がシナリオに沿いながらそれぞれの役を演じ、刑事裁判の流れを体験しました。

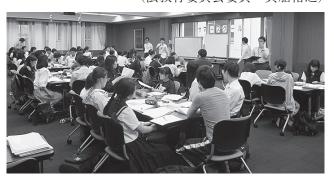
次に、この演じた事案を題材にして、模擬評議を行いました。本年の題材は殺人事件で、被害者を殺害した者が被告人であるか否かが争点でしたが、これについて、全参加者を検察官グループと弁護人グループに分けたうえで、まずは6人程度の小さな班ごとにディスカッションを行い、その結果を発表し、その後、全参加者でディスカッションを行いました。

全員が、訴追側と弁護側に分かれて話合いをすることで、自分の立場とは違う観点からの物事の見方を意識することができ、多面的に物事をとらえるということについて、理解を深めることができたように感じられました。評議では、検察官役の発表に弁護人役が反論を行い、それに検察官役が再反論を行い…と、議論がヒートアップする場面もあり、相手を説得するという表現力を磨く場にもなっていました。

4. おわりに

今回も、多くの方のご協力により、無事サマースクールを開催することができましたことを厚くお礼申し上げます。 毎年、より良いものになるよう、知恵を絞って準備を行っておりますが、今後も、今回の反省を踏まえ、さらなる改良を行っていきたいと考えております。 是非、ご参加・ご協力の程、お願い申し上げます。

(法教育委員会委員 真船裕之)



神奈川大学教員免許状更新講習

平成29年8月7日から9日までの3日間、神奈川大 学横浜キャンパスにおいて教員免許状更新講習「弁護 士と学ぶ法教育~アクティビティの体験を通して~」 が実施されました。本講習は、今年で5回目の開催と なります。参加者は、幼稚園から高校の教員や養護教 員、特別支援学校の教員などと非常に幅広く、また、 北は東北から南は九州まで合計43名の方が参加しまし

講習の内容は、タイトルのとおり講義のみならずア クティビティも含まれています。アクティビティは「法 の意義」「立憲主義」「手続的正義」「配分的正義」「匡 正的正義 | をテーマとして5つのプログラムが実施さ れました。日頃は授業を行う側である教員たちも、こ の講習期間は授業を受ける側となり、講習にも大変意 欲的かつ積極的に参加し、活発に議論をしていました。

参加者たちの感想も、「大変有意義な講座であった。」 「普段、法についてここまで深く学ぶ機会はないので、 大変貴重な学びになりました。」「中身の濃い内容を楽 しく学ぶことができました。」「参加型学習の実践を通 して、その意義や有用性を体験的に学ぶことができ た。」などと好評でした。一方で「アクティビティの 条件があいまいで考えにくい部分もあった。」等の感 想もあり、今後に向けての改善点も指摘されています。

来年度、より一層充実した講習にしていけるよう努 めていきたいです。

(法教育委員会委員 田原 恵)

2015年に自分が デスクに就任してから 2年が経ち、その間、 増刊号を含めて6冊の

センターニュースを発行しました。編集会議 では、より充実した内容にするべく、様々な 意見を出し合っています。

今後も、多くの方に法教育の楽しさを伝え られるよう,編集委員全員で取り組んでいき たいと思います。

(細貝嘉満)



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、 弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

● ● こんなことを頼めます… ● ●



裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行 います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授 業をします。

模 擬 裁 判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9神奈川県弁護士会内 神奈川県弁護士会法教育センター TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718 受付時間 月~金 午前9時~12時 午後1時~5時

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センター ニュースのバックナンバーなど、法教育に関す る多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ (http://www.kanaben.or.jp) にアクセス!



細貝 嘉満 (デスク) 青木 康郎 田丸 明子 河野 隆行 服部 知之 押田 美緒 村上 貴久 大木秀一郎 松浦ひとみ 伊藤 真哉